

有価証券の売買又はその受託に関する規制措置に関する規則

(有価証券の売買又はその受託に関する規制措置)

第1条 業務規程第24条の規定に基づき、当取引所が有価証券の売買又はその受託に関し行うことができる規制措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 発行日決済取引に係る委託保証金の率の引上げ又は当該委託保証金の有価証券をもってする代用の制限
- (2) 発行日決済取引に係る委託保証金を有価証券をもって代用する場合の代用価格の計算において、時価に乗すべき率の引下げ
- (3) 信用取引による売付け若しくは買付けの制限又は禁止
- (4) 発行日決済取引の総売付数量又は総買付数量の制限
- (5) 発行日決済取引につき、取引参加者が預託すべき売買証拠金（株式会社日本証券クリアリング機構の定める売買証拠金又は清算・決済規程第14条に定める売買証拠金をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事項
 - a 売買証拠金の預託日時の繰上げ
 - b 売買証拠金の額の引上げ又は当該売買証拠金の有価証券をもってする代用の制限
 - c 発行日決済取引の総売付数量又は総買付数量の一定数量以上についての売買証拠金の累増
- (6) 顧客の委託に基づく売付有価証券又は買付代金の決済日前における預託の受入れ
- (7) 取引参加者の自己の計算による売付け又は買付け（取引一任契約に基づく売付け又は買付けを含む。）の制限又は禁止
- (8) 信用取引残高の週次公表

(有価証券等清算取次ぎに対する適用)

第2条 有価証券の売買に係る有価証券等清算取次ぎについては、有価証券等清算取次ぎを委託する取引参加者を当該有価証券の売買を行う者とみなしてこの規則を適用する。

付 則

この規則は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

付 則

この改正規定は、平成23年5月17日から施行する。